



2025年06月号

## 1、商標の「3年間の不使用による取消」請求に対する新たなルールに基づく審査要点の解析及び実務コメント

商標取消手続きの更なる規範化と請求の効率化を図るために、中国国家知識産権局商標局は『3年間連続して使用していない登録商標に対する取消請求』の内容を改訂した。それにおける主な変化として、請求人の立証責任と証拠の定量化要件を明確にしたことであり、これにより、長い間施行されていた「立証責任の転換」のルールに重大な転換を迎えた。

### 一、改訂の背景

3年間連続して使用していない登録商標を取消す（「撤三」と略称する。）制度の本意は、商標の取りだめを防止し、商標登録者に商標の積極的な使用を促すことにある。しかし、実務の中「立証責任の転換」ルールのため、請求人は十分な立証を必要とせずに「撤三」手続きを行えるのがしばしばであり、これにより、大量の悪意請求が氾濫してしまい、登録者はかなり重い立証負担を強いられるばかりでなく、その正常な経営活動とブランド建設にさえ影響が及んだ。同時に、大量の行政資源が消耗され、公平で秩序ある商標市場環境が破壊された。

### 二、改訂の主な内容

今回の「撤三」に対する新たなルール改訂は、「撤三」手続きにおける請求人の立証義務を重点的に明確にするとともに、定量化、標準化の証拠要件を取り入れた。主に以下の幾つかの面を含む。

1.立証責任の前倒し：元は商標登録者が立証責任を負うと規定されたが、現在は請求人が十分な証拠を提供して、取消請求対象商標が正当な理由無しに3年間連続して使用していないことを立証するようになり、請求人の立証責任を著しく加重した。

2.証拠の定量化要件：請求人は以下の3つの面からサポート資料を提供する必要がある。

- 1) 商標登録者の基本情報：例えば、請求対象商標の登録者の経営/業務範囲、経営/存続状態、登録商標の状況など；
- 2) 請求対象商標に対する市場調査の状況：ネット検索証拠（総合的ネットプラットフォーム、ECプラットフォーム及び業界的ウェブサイトなど少なくとも3つのプラットフォームにおける、検索条件ごとに連続5ページの検索結果を提供する必要がある）、業界調査報告書または第三者分析報告書などの専門報告書及び実地調査証拠を含むが、これらの限りではない；

3) 誠実信義承諾メカニズム：請求人が「撤三」を請求する前に誠実信義承諾条項の内容を確認する必要があり、いったん提出すれば、前述条項を認めたものとみなされ、虚偽の陳述と手続きの濫用を回避する旨明確に規定されている；

4) 審査の更なる厳格化：商標局は請求人側を厳しく審査し、請求コストと困難度を高め、証拠偽造などの不信行為を防止する。

### 三、実務上の策略及びコメント

「撤三」に関する新たなルールが実施される背景下、「撤三」請求人は以下の策略に対して重点的に関心を払うべきである。

- 1.対象商標に対して事前調査とスクリーニングを行い、無効な請求を回避すること；

2.システム化された証拠リストテンプレートを構築し、資料が完全で、標準に合致することを確保すること；

3.専門的ツールとプラットフォームを利用し、証拠取得の効率を向上させること；

4.手続きのコンプライアンスと請求品質を保障するために、プロの代理機構に依頼することを薦める。

今回の改訂は中国における「商標撤三」制度を最適化する重要な改訂であり、従来にあった「立証責任の転換」のルールを変え、手続きをより公平、透明なものにし、商標制度の公信力を高めた。将来、商標出願人と商標の使用者は、関連法律法規の動向にリアルタイムに注目し、洞察し、政策のリズムに乗り、専門的な力を利用して初めて、法律に基づいて自分自身の権利を守り、商標業界全体の生態健康、秩序ある発展を推進することができる。

## 2、三友のベテラン商標弁理士は「商標代理金メダルサービス個人」称号を取得



中華商標協会の指導の下、『中華商標』雑誌社が選出した第5陣の「商標代理金メダルサービス個人」リストが正式に発表され、三友のベテラン商標弁理士王新艶、李月婷、蔡芳芳、邱宏源が厚みのある専門知識の蓄積や卓越したサービス能力で入選された。



この栄誉は厳格な選別と総合評価によって、業務能力、顧客満足度、サービス品質、専門的革新及び業界での影響力などの複数の次元から評価を行い、長期にわたり商標代理分野で突出している専門家を表彰することを旨としている。

今回、三友の複数名の商標弁理士が「商標代理金メダルサービス個人」称号を取得したことは、個人能力に対する高い認めでもあり、三友が一貫して「専門性、誠実信義、革新」のサービス理念を堅持していることに対する有力な証明でもある。将来、三友は引き続きチーム全体の素質を高め、より質が高く、より効率的な商標代理サービスを顧客に提供することに尽力し、企業ブランドの安定した発展に助力する。

### 3、三友は第147回国際商標協会（INTA）年次総会に登場し、国際交流と協力を持続的に開拓する

第147回国際商標協会（INTA）年次総会は米国カリフォルニア州サンディエゴ・コンベンション・センターで開催され、世界139ヶ国と地域からの1万人以上の知的財産権業界のエリートが集結した。

同期のINTA中華商標協会フォーラムは『涉外商標代理機構サービス能力Top40ランキング』を発表した。今回のランキングの発表は、涉外商標出願量、涉外代理商標異議申立案件、涉外代理商標審査案件など10以上の次元から、系統的な評価モデルを構築し、最終的に最も突出した40の涉外商標代理機構を選出し、海外企業が中国市場で商標サービス機構を探すために決定上の参考を提供することを旨としている。三友は再びこのランキングに輝いた。



三友はINTAのベテラン会員組織として、長年にわたりこの国際盛会に赴いており、ブース配置は中国文化の独特な魅力を示している。



同期に開催された招待会では、三友の専門家チームは世界各地の新旧の友人と深く交流し、協力をさらに深めていく。





長い間、お客様と協力しているパートナーの皆様から信頼と応援を頂き、心から感謝している！



- 三友の党曉林総経理、商標部の孫慶華部長は招かれて商標ブランド人材年次総会に出席
- 三友の多数のクライアントの専利プロジェクトは第25回中国専利賞にランクインされたことを祝う
- 三友の党曉林総経理は「商標五庁会合」(TM5)に招待され、基調講演を行い

